

【所属名：市民部福祉事務所】

【会議名：糸魚川市福祉有償運送運営協議会】

会 議 録

作成日 令和5年8月9日

日	令和5年8月2日	時間	13:30 ~ 15:15	場所	市民会館3階 会議室兼練習室2
議 題 等	<p>【議 題】</p> <p>(1) 登録団体の更新申請同意について</p> <ul style="list-style-type: none">・更新登録申請団体の要件等の確認（資料No.1）・令和4年度実績報告（資料No.2）・監査結果について（資料No.3-1、-2、-3） <p>(2) 福祉有償運送の運営状況について</p> <ul style="list-style-type: none">・審査判定の状況（資料No.4-1、-2） <p>(3) 福祉有償運送事業所の状況について</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">・委員の改選について・今年度の協議会の開催予定について				
出 席 者 等	<p>【出席者】 9人</p> <p>佐塚 大志 委員 北村 雄一 委員 金子 栄一 委員 猪又 直登 委員 塚田 二郎 委員 小山 美鈴 委員 岡崎 忠雄 委員 田村 政則 委員 小林 正広 委員</p> <p>【欠席者】 1人</p> <p>山本 和彦 委員</p> <p>【事務局】 3人</p> <p>福祉事務所 磯貝 所長 仲谷 係長 松崎 主査</p> <p>【傍聴者】 1人</p>				

会議要旨

<p>(開 会 13:30)</p> <p>1 議 題</p> <p>(1) 登録団体の更新申請同意について</p> <p>会 長 議題(1)登録団体の更新申請同意について事務局の説明をお願いします。</p> <p>事 務 局 資料No.1の1ページの項目1をご覧ください。</p> <p>運送主体であるぐりーんバスケットの福祉有償運送登録有効期限が令和5年9月末までとなっており、今年度、更新申請を予定している。本会においては、引き続き福祉有償運送事業を担う団体として、ぐりーんバスケットの適格性を申請要件やガイドライン等の条件に照らして審査していただいたうえで、更新申請に同意するかどうか審議いただきたい。</p> <p>今回、資料No.1は更新申請書に記載する事項、添付する書類である。</p> <p>項目2の法令順守について、資料の5ページ、6ページをご覧ください。</p>	
---	--

当該団体は法令を順守して運営しており、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられることや福祉有償運送の登録を取り消されるなどの処分は受けておらず、道路運送法の79条の4の第1号から第4号には該当しない旨の宣誓書である。

資料No.1にお戻りいただき、項目3の「旅客から収受する対応」について4ページ、利用料金一覧表をご覧ください。

1キロから20キロまでは表のとおりで、20キロを超える場合は1キロ増すごとに70円を加算。

資料No.1にお戻りいただき、項目4の「使用車両」について、現在、所有車両2台、会員から借上げている持込車両は34台、合計36台である。なお、車両借り上げにあたり、団体と会員間で契約締結している。

項目5「運転者」は、現在29名の方が登録しており、講習等の欄の②にある国土交通大臣が認定する講習を修了されている。

項目6については7ページのとおり、運行管理、整備管理及び事故、苦情の処理体制について、このとおり定めている。

項目7「運送対象」については合計367名の方が登録され、利用者の55%が要介護・要支援認定者で、残りは障害手帳取得者または基本チェックリストによる認定者である。また、運送サービスは出発地又は到着地が市内であるというルールのもと提供されている。

項目8「損害賠償措置」については、対人無制限、対物1,000万円以上、搭乗者傷害特約付きに加入しており、持込車両は車両所有する会員個人が加入している。

なお、介助などの活動については団体のほうでボランティア保険に加入している。

項目9は資料2に基づいて後ほど説明する。

2ページをご覧ください。

こちらは更新申請時の添付書類一覧です。No.1～5までは3ページ以降、資料としてつけている。なお、団体の更新申請に対して本会での協議が整った場合は3ページにある様式2-5を発行する。また、No.6～9までは去る7月7日に監査を行っており、資料3で説明する。

つづいて資料No.2をご覧ください。

令和2年から令和4年までの3年間の運送実績をまとめている。

なお、ぐりーんバスケットが毎年度、運輸支局または新潟県に提出してきた実績報告書のデータに基づいて作成しており、いずれも年度末時点での数値である。1の概況について、令和3年度末では自動車数が40台であった。なお、資料No.1で説明したとおり、令和5年3月31日現在では36台に減少している。

旅客数は前年比8.8%減(35名減)の367名となっている。

2の輸送実績は、走行キロ数が前年比1.8%減の66,141キロメートル、運送回数が前年比10.3%減の10,259件、運送収入が前年比5.5%減の7,785千円となっている。旅客数の減少が、走行キロ数、運送回数及び運送収入と全体の減少につながっているものと思われる。

3 事故件数については、令和2年度1件、令和3年度、令和4年度は事故0を達成しており、安全運転に対する取り組みが結果に表れている。

4 旅客数及び該当別内訳ですが、合計では近年減少傾向にある。

なお、運送回数の減少に比例して、全体では減少しているが、基本チェックリストによる認定者は、前年比8.2%増(7名増)の92名となっている。

資料2の説明は以上。

会長 岡崎委員、これに関して、補足説明等はあるか。

委員 コロナ禍前よりゆるやかに減少傾向であるが、令和2年度、令和3年度のコロナ禍でぐりーんバスケットを休業した時期もあり、ぐっと減った分もある。コロナ禍が落ち着いた今年度も思ったほど、戻ってきていない。減ったからと言って収支については問題ないと思っている。

会長 資料No.1の更新登録申請団体の要件等の確認について、意見・質問等はあるか。

委員 質疑・応答なし

会長 資料No.2の令和4年度実績報告について、意見・質問等はあるか。

委員 質疑・応答なし

会長 資料No.3について、事務局の説明をお願いします。

事務局 昨年度の協議会にて説明したとおり、7月7日に小委員会で事務監査を実施。

当日は小委員会代表として塚田委員長と北村委員の2名からぐりーんバスケットの事務監査を行っていただいた。なお、昨年度の協議会で審査を行う委員は2名とし、塚田委員長と協議することとしており、それに基づいて、今回決定したものである。監査書類は更新申請時に添付する書類を含め、糸魚川市のガイドラインに定めてあるものを監査対象としている。

監査結果は資料1, 2ページに、また、3, 4ページには監査基準としたガイドラインの内容をまとめたものを記載している。

5ページの資料3-3は、監査時の指摘事項2点を記載している。

監査の詳細については、小委員会の塚田委員長、北村委員よりそれぞれ報告いただきたい。事務局からの説明は以上。

会長 資料No.3-1の監査項目1から3について、塚田委員長の監査報告をお願いしたい。

委員 北村委員と私で監査を実施した。おおむね記録等は問題なかった。2点だけ指摘させていただく。1点目は、市への要望ということになるが、利用対象者についてタクシー事業者と競合しないことを前提として基本的なガイドライン(基本チェックリスト)の中で決められていると思うが、利用登録名簿の中で1回登録されている方がそのまま削除となっている方がいなかった。

利用対象者の中で入退院や介護認定の関係で容体が変わってくることもあり、対象ではなくなる方がいるのではないかと、これについては改める必要がある。

2点目は運行前点検について道路交通法の改正に伴い、必ず運行前・運行後のアルコールチェックをしなければならないが、各書類に運行前・運行後のアルコールチェック欄を作って適切に行ってもらいたい。

会長 監査項目4以降について、北村委員の監査報告をお願いしたい。

委員 いずれも適正に処理されていた。2年間無事故ということで良かったのではないかと。

運転者台帳の中で登録会員29名いるが、実際は20名で活動しておられ、運転者集めに苦勞されているなど感じた。

会長 資料No.3-1, 3-2, 3-3について、意見・質問等はあるか。

委員 運行前・運行後の点検について前回の協議会で資料が配られていると思うが、制度が

改正されて、様式については国土交通省のホームページに載っているので、そちらを利用していただきたい。

- 会 長 岡崎委員については今回の申請者であるため、採決から外れていただく。
議題（１）について、ぐりーんバスケットの更新登録申請について同意することとしてよろしいか。挙手について確認
- 委 員 全会一致で同意。

（２）福祉有償運送の運営状況について

- 会 長 議題（２）福祉有償運送の運営状況について、資料No.4－１、４－２について事務局の説明をお願いする。
- 事 務 局 資料 No. 4－１の糸魚川市福祉有償運送対象者の取り扱いをご覧いただきたい。
具体的な対象者はこちらのガイドラインに沿って判断している。
市内に居住する方の中で、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方を対象としている。
要介護及び要支援認定を受けた方のなかで介護認定するにあたって調査員が作成する調査票、また、かかりつけ医の主治医意見書の中に障害高齢者の日常生活自立度の区分があるので、その部分で単独でタクシー等に乘れない状態かどうかを判断している。
従って、要支援の方であっても、単独でタクシーに乘れるのであれば福祉有償運送を利用できないことになっている。
そのほか身体障害者手帳１種の１～３級、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者も対象となっている。また、これらに該当しない方は資料裏面の「基本チェックリスト様式例及び事業対象者に該当する基準」に沿い、総合事業の「基本チェックリスト」をもって確認している。設問１「バスや電車で一人で外出していますか」で「いいえ」と回答し、かつ問６・７・８の運動面、または問１８・１９・２０の認知面のいずれかの基準に該当する場合、対象者としている。
次に資料 No. 4－２をご覧いただきたい。
令和４年度新規申請会員は男性 39 名、女性 50 名、合計 89 名となっている。
また、制約別については資料記載のとおり。新規認可会員は男性 35 名、女性 42 名、合計 77 名となっており、認可率は 86.5%となっている。
- 会 長 岡崎委員、これに関して、補足説明等はあるか。
- 委 員 特になし
- 委 員 塚田委員の監査の話の中で基本チェックリストの登録について継続的な確認の話があり、自己申告でチェックできないと思うが、どのようになるのか。
- 事 務 局 手帳等の確認やチェックリストであれば、基本的には居宅介護事業者の方から聞き取り調査、対面でチェックしてもらっている。
- 委 員 介護事業者の方であれば、日頃の様子もわかると思うので、本人から言われなくても、定期的にチェックしてもらうこともできるのではないかと。また、確認できる機会があってもよいのではないかと。できるかどうかはわからないが。
- 事 務 局 基本チェックリストの方について、年１回、年度末に確認して、対象外になれば、連絡している。

委員 基本的には確認できていて、継続に対象になっているわけではなくて、今回はたまたま外れている方がいなかったとのことで良いか。

事務局 そのあたりが 367 名、全てちゃんとできているかという点と足りていない部分もあると思うので今後ぐりーんバスケットさんと相談しながら、適切な対応ができるよう、進めてまいりたい。

委員 タクシー事業者の皆さんが気になる場所であると思うので、他の地域でも同じようなことが言われているので、確認していただきたい。

会長 検討していただきたい。

委員 佐塚委員の追加になるが、質問しても良いか。

事務局 平成 24 年から発足して 11 年になるが、いままで対象者が対象外になった方はいるか。

委員 年度末の調査等で対象外になった方はいる。対象外になった方には連絡している。

委員 特に入退院の後等、状況は変わってくるもので、本当は公共交通機関に乗れる方、利用者にとっては不便なのかもしれないが、公共交通を存続するという意味でしっかりと対象と対象外の振り分けを行っていただきたい。

会長 議題の（2）は、報告内容のとおり、承認することとしてよろしいか。

委員 全会一致で承認

（3）福祉有償運送事業所の状況について

会長 議題（3）福祉有償運送事業所の状況について、事務局の説明をお願いします。

事務局 現在、ぐりーんバスケットの皆さんから福祉有償運送事業を運営いただいているが、提供会員が一定の年齢に達し、会員の減少に伴い、活動に支障が出てきている。新しい会員の募集も進めておられるが、思うように人員の確保が出来ていない状況である。すでにぐりーんバスケットから会員の減少に伴い、書面にて各会員及び市内居宅介護事業所等へいままでもおりの対応が難しい旨のお知らせが出されているとお聞きしている。このような状況から、ぐりーんバスケットからも市へ今後についてご相談をいただいている。

市としては、高齢者、障害者の方の移動手段として、福祉有償運送が大変有効で必要不可欠なものであるとの認識を持っている。

福祉団体やボランティア団体の活動支援を行っており、ボランティアによるリフトバスの送迎実績もあり、地域福祉の観点から今後の対応について社会福祉協議会とも相談をしている。

本日は、この場でご報告させていただき、委員の皆様からもご意見などあればいただきたい。事務局からの説明は以上。

会長 議題の（3）について、意見・質問はあるか。

委員 ぐりーんバスケットは皆さんの生活を豊かにするため、多くのボランティアから協力を得て、やってきた。段々と人集めに困っている。20年近くやってきて事故も3回ほどで安全・快適にやってこられたと思っている。ただ、厳しくやってきた分、ボランティアなのにそこまでやらないといけないのかという意見もある。

運転者が減る中で、いつまでできるかわからない状況になっている。新規の会員についても、事情を説明した上でわずかであるが、新規で登録してもらっている。

最後まで精いっぱいやっていきたいが、今後は、糸魚川方式というか新しいシステムが

必要なのではないかと感じている。そんな状況である。

- 会 長 ぐりーんバスケットの皆さんがやってこられたことは地域にとってよいことなのだが、色々な状況があって、利用者、ボランティアともに減ってきている状況ではないか。
- 委 員 非常に大事なというか、大勢の人が頼りにして助けてもらっていると思う。運転者が減っている中、時代の流れかと思うが、ただ、そのままなくなってもらっても困るので、何とか色々な力を借りて残ってもらいたい。まったく同じ形ではなくても工夫しながら何らかの形でやっていってもらいたい。
- 委 員 会員の登録は、一人で乗れないという前提で手帳取得者の判断があるのか。それとも乗れないのは別にして判断があるのか。
- 事 務 局 手帳取得者は何らかの介助が必要という判断。
- 委 員 1種1級の手帳取得者で全盲の人でもタクシーにも乗れると思う。世の中に、介護しないと乗れないという人は何人いるか。そこまで厳しくするから利用者が少なくなっていくのではないか。かといってヘルパーでもない自分がボランティアとして運転していくのは怖い。タクシー事業者さんには申し訳ないが、継続していくとなれば、対象を広げていかなければならないのではないかと。運転者にも講習を受けてもらって。
- 委 員 私たちも2日間に渡り2種免許に準ずる教育を受けてやっている。福祉タクシー等を利用できない狭間にいる方が快適に生活できるようにやっている。それが私たちの役割だと思っている。介護がなくなり、利用できなくなった方もいて、文句を言ってきた方もいる。その都度、理解してもらっている。
- 委 員 おっしゃっていることもよくわかるが、今後長く続けていくのであれば、そのような形でいったほうが良いのではないかと。
- 委 員 いかんせん、やってくれる人がいない。そうなったときに糸魚川方式というか新しい形でやってほしい。
- 事 務 局 福祉有償運送については誰でもいいという制度にはなっておらず、あくまでも要介護者、身体障害の方で公共交通に乗れない方に福祉有償運送を利用してもらっている。なかなかその枠からは出られない。
- 委 員 過去の会議でもお話ししているが、私たちのタクシー事業の半額程度で利用できる制度でボランティアというのも引かかる。半分は儲けているのではないかと。数年前も話させてもらったが、私たちも輸送サービスを細々とやってきて、いずれは消えていく身なのかとも思っている。ニーズがあり、福祉の中でぐりーんバスケットさんが事業を拡大してきた。公共交通を追いやってきた分、福祉有償運送を頑張って続けることが使命であると話したこともある。急激な変化の中で、縮小していき、私が思っていたとおりになったなどがっかりしている。ただ、結局、利用者が困ることになる。私の認識とは違ったが、ぐりーんバスケットさんが健常者と重篤者の間の合間を担ってきたというのであれば、重篤者の利用が増えればますます市場が狭くなっていく。市が今後の重篤者の輸送をどうしていくのか公共交通の形として考えていかなければならない。

ぐりーんバスケットさんがまだまだ縮小してやめていく方向のなかで、足りない状況が出てくる。

5年後、10年後を見据えて、市が福祉分野として、どうやって担っていくか明確な方向づけをしていかないと最後は何もなくなってしまおうという一手手前に来ているのではないか。会議の内容とそぐわないかもしれないが、一市民として危機感があるのと、事業者としてそれじゃ続けられないよなという面と思ったところを強くお話しした。

委員 皆さんのお話を聞く中で難しい問題だなと感じている。なかなか運行ができなくなる中でお金で解決する問題なのか、運転手の問題なのか、UターンやIターン等地域外から運転手を確保し、住民を増やすような方策なども含めて、地域の中で考えていかないと公共交通の衰退の動きは止まらないのかなと感じている。

簡単ではないが、地域の中ですみ分けをしながら、新たな方法を考えていかなければならないのかなと思う。

委員 今日初めて参加させてもらって、皆さんの意見を聞いてこの場で自分の意見をお話しするのは難しいのかなと思う。

会長 色々な意見が出た中でまとめてもらって、今後の対応について進めてもらいたい。

事務局 社会の動きが変わってきている中で、数は減ってきているが、福祉有償運送が必要な方がいる。市としてはどういう形になるか、お諮りしたいが、社会福祉協議会が地域福祉の拠点施設となるので、今後協議させてもらいたい。その点をご理解いただきたい。

委員 基本的には福祉有償運送のルールを変えるのではなく、ボランティア集め等をどうやっていくのかの模索というかそういう考えで良いか。それともルールからすべて見直すという話か。

事務局 ルールも社会の動きに合わせて今までどおりとはいかないが、ボランティアの考え方を相談している。

委員 介護の部分は置いておいて、タクシー事業者と福祉有償運送のすみ分けで競合している部分もあるので、制約もあり、どのような人を入れるのか、料金はどうするのか慎重に進めてもらいたい。

委員 本協議会で更新を認めてもらってほっとしている。やれるところまで責任もってやろうと思っている。やってもらえる方がいれば、同じ形でなくとも引き継いでもらいたいと思っている。

会長 実際に動いているボランティアは何名？

委員 10名程度である。朝晩の受診、透析など時間的に集中しているが、実際は暇な時間もある。今のところ是对応できている。新規のボランティアも3名加わった。

会長 できる範囲で頑張ってもらいたい。事務局にも援助をお願いしたい。

ご意見等をいただきながら、進めていきたい。

議事進行にご協力いただきありがとうございます。本日の協議題が全て終了したので、以降の会の進行を事務局へ返す。

3 その他

事務局 次第の「3 その他」を説明。

委員の皆様から、なにかあれば出していただきたい。

委員 特になし。

事務局 事務局から2点報告させていただく。

1点目は、委員の改選について。

現在の委員の皆様の任期が令和6年3月末までとなっており、今年度改選手続きを進めさせていただきたい。

名簿の第1号から7号の委員の皆様は令和6年1月末頃を目途に書面にて各団体へ推薦依頼し、第8号の委員は広報等で一般に公募させていただく。

2点目は、今年度の協議会の開催予定について。

現在のところ、皆さんにお集まりいただくような協議会を開催する予定はないが、場合によっては、書面などでご報告させていただく。

その際は、会長、副会長と協議の上、対応をさせていただく予定としており、ご承知おきいただきたい。

4 閉会

事務局 本日準備した議題等は以上。以上で協議会を閉会する。

(閉会 15:15)